

# 愛知・名古屋 2026 大会ファミリー招待業務受託者募集要項

## 1 業務概要

### (1) 業務名

愛知・名古屋 2026 大会 ファミリー招待業務

### (2) 業務内容

別紙 1 「愛知・名古屋 2026 大会 ファミリー招待業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から 2026 年 12 月 28 日（月）まで

### (4) 契約金額限度額

11,375,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### (5) 契約者

当該契約については、契約金額のうち、3 分の 2 を愛知県が負担し、3 分の 1 を名古屋市が負担する三者契約とする。

### (6) 契約形態

随意契約（企画競争（プロポーザル方式））

事業実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された 1 者と業務委託仕様書及び契約金額を契約金額限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結する。

## 2 応募資格

応募の有資格者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 最新の「愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、業務（大分類）「03 役務の提供等」において、営業種目（中分類）「03 映画等作成・広告・催事」の取扱内容（小分類）「02. 広告」又は「03. 催事」又は「04. デザイン」かつ業務（大分類）「03 役務の提供等」において、営業種目（中分類）「08 コンピュータサービス」の取扱内容（小分類）「01. システム開発」又は「02. データ処理」又は「03. Web ページ作成」又は「04. インターネット関連サービス」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に、愛知県又は名古屋市から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により愛知県会計局及び愛知県建設局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止又は名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、愛知県及び名古屋市の競争入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、愛知県及び名古屋市の競争入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようとしている者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあっては、特別な理由があり適當と認める場合に限り、上記にかかわらず本公募に参加することができる。
- (8) 本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。  
(地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。)

### 3 応募手続

- (1) 契約に関する事務を担当する部署（書類の提出・申請・問い合わせ先）  
愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局企画調整課  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（愛知県庁東大手庁舎 2 階）  
担 当：調整グループ  
電 話：052-954-6845  
E-mail：kikaku-chousei@pref.aichi.lg.jp
- (2) 本公募に係る仕様書等の入手方法  
愛知県公式 Web サイトからダウンロードすること。  
アドレス <https://www.pref.aichi.jp/site/asia/>

### (3) 企画提案に係る提出書類

別紙2「愛知・名古屋2026大会 ファミリー招待業務企画提案書等作成要領」に基づき、以下の①～⑥の書類（以下、「企画提案書等」という。）を作成・提出すること。

- ①企画提案応募書（様式1）
- ②業務実施体制・業務実績（様式2）
- ③社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）※1部
- ④企画提案書（任意様式）
- ⑤経費見積書（任意様式）
- ⑥会社の概要が分かる資料（パンフレットなど）※1部

### (4) 提出部数

各8部（正本1部、副本7部）

※1部と指定した書類を除く

### (5) 提出期限等

- ア 提出期間 2026年3月2日（月）から3月10日（火）午後4時（必着）まで
- イ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は「配達証明」に限る）
- ウ 提出先 3（1）のとおり
- エ 提案数 企画提案書等の提出は、1者1案とする。
- オ 留意事項 提出資料に不備がある場合は受理せず、提出期間後の資料の差替えは原則認めないため、提出期限に余裕を持って提出すること。

### (6) 提出書類の取扱い

- ア 提出物に不備がある場合は、受理しない。また、提出資料は返却しない。
- イ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- ウ 次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。
  - （ア）参加資格を有しない者が提出した企画提案書等
  - （イ）記入事項を判読できない企画提案書等
  - （ウ）企画提案応募書に虚偽の記載をした者が提出した企画提案書等
  - （エ）虚偽の事項が記載された企画提案書等
  - （オ）契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等
  - （カ）不正な利益を図る目的で選定委員と接触した者が提出した企画提案書等
  - （キ）（5）アの提出期間内に提出されなかった企画提案書等
  - （ク）その他本公告等に定める条件に違反した企画提案書等
- エ （5）アの提出期間経過後は、提出された企画提案書等の差替え、追加又は再提出は認めない。ただし、県から指示があった場合を除く。
- オ 企画提案書等の提出後、県が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。なお、この追加書類についても、既に提出を受けた企画提案書等と同様に取り扱う。

カ 企画提案書の作成にあたって著作権及び特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、その結果生じた責任は提案者が負う。

#### (7) デザインデータの提供

企画提案書を作成するにあたり、愛知・名古屋 2026 のコアグラフィックス、大会エンブレム、マスコット等の組織委員会の各知的財産のデータ(Illustrator データ)及び使用ガイドラインを、提案書作成の目的に限り、守秘義務資料提供申請書兼秘密保持誓約書（様式4）の提出があった事業者に対し提供する。

- ア 申請期間 2026年2月16日（月）～2月26日（木）午後4時まで
- イ 申請方法 電子メールに守秘義務資料提供申請書兼秘密保持誓約書（様式4）を添付し提出
- ウ 申請先 3（1）のとおり  
※件名は、「愛知・名古屋 2026 大会 ファミリー招待業務委託提案  
デザイン資料申請（申請者名）」とすること。
- エ 提供時期 申請から3日（土日祝日を除く）以内程度
- オ 提供方法 電子メールに添付し送付

#### (8) 公募説明会の開催

- ア 開催日時 2026年2月20日（金）午後2時から（1時間程度予定）
- イ 開催方法 Web会議にて実施する。具体的な参加方法については、参加申込者に対し、電子メールにて通知する。
- ウ 参加申込方法 説明会への参加申込は、以下により電子メールにて行うこと。
  - （ア）申込期限：2026年2月19日（木）午後2時まで
  - （イ）申込先：3（1）のとおり  
※件名は、「愛知・名古屋 2026 大会 ファミリー招待業務委託公  
募説明会参加申込」とすること。
  - （ウ）本文中に次の①～③を記載すること。
    - ① 貴社（団体）名・所属
    - ② 参加者氏名（複数の場合は、全員の氏名を記載）
    - ③ 担当者連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- エ その他
  - （ア）出席時は、本募集要項を手元に用意すること。
  - （イ）出席は必須条件ではないが、可能な限り出席すること。なお、欠席により不利益を受けた場合、委託者はその責任を負わない。

#### (9) 質問及び回答

本公募に対し質問等がある者は、質問票（様式5）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。

- ア 質問期限 2026年2月25日（水）午後4時まで

イ 送付先 3 (1) のとおり

※件名は「愛知・名古屋 2026 大会 ファミリー招待業務委託に関する質問」とすること。

ウ 回答

質問等への回答は、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、2026 年 2 月 27 日（金）までに、愛知県公式 Web サイト (<https://www.pref.aichi.jp/site/asia/>) に掲載するとともに、質問者に対して電子メールにより回答する。

エ 留意事項

質問に対する回答にあわせて仕様書の補足資料等が掲載されることがあるため、企画提案書企画提案書等の提出前に愛知県公式 Web サイトの掲載を必ず確認すること。

#### 4 提案の審査・選定等

##### (1) 審査方法

愛知県が設置する「愛知・名古屋 2026 大会ファミリー招待業務受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、以下のとおり期限までに提出された企画提案書等及び応募者によるプレゼンテーションにより、最も優れた応募者を受託候補者として選定する。なお、応募資格の有無の形式的な確認及び客観的に算出可能な社会的取組に関する評価の点数算出は、愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局企画調整課が行う。

##### (2) 選定委員会・プレゼンテーション審査

ア 日程 2026 年 3 月 13 日（金）予定

※時間・詳細については、対象者に 2026 年 3 月 11 日（水）までに通知する。

イ 場所 愛知県庁東大手庁舎（予定）

ウ 説明時間 1 者約 15 分程度（説明 10 分、質疑応答 5 分を目安とする。）

エ 出席者 3 名以内（うち 1 人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）

オ 注意事項

（ア）プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものであるため、当該審査においては提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料及び機材等を使用しないこと。

（イ）書類選考及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じないものとする。また、異議申し立ては認めない。

（ウ）プレゼンテーション審査への参加に係る一切の経費は、応募者の負担とする。また、プレゼンテーション審査に参加しない者については、企画提案書を取り下げたものとみなす。

### (3) 提案者の能力及び提案内容に係る審査基準

審査は、別紙3「企画提案審査基準」に基づき、提案者の能力及び提案内容の各面から総合的に評価するほか、社会的価値の実現に関する取組状況を評価する。

### (4) 審査結果通知

審査結果は、確定後速やかに全ての応募者に対し、電子メールにより通知する。

## 5 契約

### (1) 契約手続

最優秀企画提案に選定された受託候補者と協議、調整を行い、協議等が整った上で愛知県及び名古屋市との三者による委託契約を締結する。

なお、最優秀企画提案の事業者との協議等が整わない場合は、次点の企画提案の事業者と改めて協議を行うこととする。

### (2) 契約条件

ア 受託後の企画提案書に記載された実施体制（統括責任者、担当者等）の変更は原則認めない。

イ 本業務の全部又は主要な部分を除き、一部を第三者に再委託する場合は、再委託先の事業者は次のすべてに該当する者とし、業務に先立ち委託者の承諾を得ること。

（ア）受託する業務について、最新の「愛知県入札参加資格者名簿」に登載されていること又は入札参加資格者名簿に登載されていない場合は入札参加資格審査申請要件を満たし施行能力があること。

（イ）委託者からの業務再委託の承諾までの期間、本応募資格の（2）から（9）までの要件を満たすこと。

（ウ）事業の確実な実行が見込まれること。

ウ 企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。なお、契約金額については提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合がある。

### (3) 契約保証金

契約締結日までに契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付（契約保証金に代わる担保の提供を行う場合を含む。）すること。ただし、愛知県財務規則第129条の3の規定に該当する場合は免除とする。

また、名古屋市に対する契約保証金についても、名古屋市契約規則第30条第1項及び第2項に基づき、契約の締結時までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付（契約保証金に代わる担保の提供を行う場合を含む。）が必要となることに留意すること。ただし、名古屋市契約規則第31条に該当する場合は、全部、又は一部の納付が免除される。

#### (4) 受託予定者の取消し

受託候補者が、契約締結の日までの間に、次の要件のいずれかに該当する場合は、受託予定を取り消すこととする。

- ア 応募資格を失った場合又は応募資格を有すると偽った場合
- イ 指名停止を受けた場合
- ウ 排除措置を受けた場合
- エ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

### 6 注意事項

- (1) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 応募者は、応募の過程で知り得た情報について、秘密を保持することを企画提案の必須条件とする。
- (3) 応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 採用された企画提案書の著作権は愛知県及び名古屋市に帰属するものとする。
- (5) この要項に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は、委託者が定める。

### 7 スケジュール（予定）

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| (2) 説明会             | 2026年2月20日（金）午後2時から     |
| (3) 質問受付期限          | 2月25日（水）午後4時まで          |
| (4) 質問回答期限          | 2月27日（金）                |
| (1) 企画提案書提出期間       | 3月2日（月）から3月10日（火）午後4時必着 |
| (5) プレゼンテーション時間通知   | 3月11日（水）                |
| (6) 選定委員会・プレゼンテーション | 3月13日（金）予定              |
| (7) 契約締結            | 4月1日（水）予定               |

### 8 この契約は、令和8年2月定例議会の議決による予算の成立を前提とする。